三　令和十年九月一日以降に製作された自動車（補助の安全弁を有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

四　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条　（略）

2～45　（略）

46　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項及び第九十九条第五項中「協定規則第156号」とあるのは、「協定規則第156号初版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2・3　（略）

4　令和二十六年八月三十一日以前に製作された自動車（法第七十五条の三第一項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、細目告示第二十三条、第百一条及び第百七十九条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第二十三条、第百一条及び第百七十九条の規定に適合するものであればよい。

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～22　（略）

23　次に掲げる自動車については、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元

（電気装置）

第十四条　（略）

2～45　（略）

（新設）

（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～22　（略）

23　保安基準第三十二条が適用される自動車（二輪自動車にあっては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・